

岩手県企業局管理規程第3号

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月28日

岩手県企業局長 森 達也

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

企業局企業職員給与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 職員（臨時又は非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>以下次条から第11条まで</u>において同じ。）を除く。以下次条から第11条までにおいて同じ。）の給与については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の適用を受ける者及び技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける者（以下「一般職員」という。）の例による。ただし、特殊勤務手当及び一般職員の例により難いものについては、この規程に定めるもののほか、企業局長（以下「局長」という。）が定める。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定に基づき育児休業の承認を受けて育児休業をした職員及び同法第10条第1項の規定に基づき育児短時間勤務の承認を受けて育児短時間勤務をした職員の給与については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）の適用を受ける者の例による。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(級別職務区分)</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 職員（臨時又は非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>第13条</u>において同じ。）を除く。以下この条から第12条までにおいて同じ。）の給与については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の適用を受ける者及び技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）の適用を受ける者（以下「一般職員」という。）の例による。ただし、特殊勤務手当<u>その他一般職員の例により難い給与</u>については、この規程に定めるもののほか、企業局長（以下「局長」という。）が定める。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定に基づき育児休業の承認を受けて育児休業をした職員、<u>同法第10条第1項の規定に基づき同項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて育児短時間勤務をした職員及び企業局企業職員就業規則（昭和43年岩手県企業局管理規程第5号。以下「就業規則」という。）第11条の2第1項の規定に基づき同項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しなかった職員</u>の給与については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）の適用を受ける者の例による。</p> <p>4 <u>就業規則第11条の3第1項の規定に基づき同項に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった職員</u>の給与については、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）の適用を受ける者の例による。</p> <p>5 <u>就業規則第12条第1項の規定に基づき同項に規定する高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった職員</u>の給与については、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年岩手県条例第40号）の適用を受ける者の例による。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>(級別職務区分)</p>

第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。

[略]

備考1 [略]

- 2 技師長の職で企業局長が特に必要と認めるものについては、その職務の級を1級上位に決定することができる。
- 3 8級以下の級に区分されている職で企業局長が特に必要と認めるものについては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。

[略]

備考1 [略]

- 2 技師長の職で局長が特に必要と認めるものについては、その職務の級を1級上位に決定することができる。
- 3 8級以下の級に区分されている職で局長が特に必要と認めるものについては、その職務の級を上位の級に決定することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。